

Press Release

報道関係者 各位

令和 8 年 6 月 1 9 日
名取市総務部総務課

選挙管理委員会における公金紛失の経過報告について

令和 7 年 10 月に発生しました公金の紛失事案について、職員の懲戒処分を含めた事後措置及び再発防止策について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 事案の概要

10 月 26 日に岩沼警察署に被害届を提出し、以後岩沼警察署で捜査を行いましたが、関係者の特定には至らず、その他物証も乏しいため、本年 4 月に捜査終了となりました。また、当時の事務室内における管理実態及び捜査状況を総合的に勘案した結果、何者かによる盗難の可能性が高い事案と判断せざるを得ないとの結論に至っております。なお、本件については時効が 7 年となっており、今後新たな物証等が出た場合、引き続き捜査が行われることを確認しております。

2. 紛失等の要因

公金の紛失事案が発生した要因については、投票所経費等の支払いに関し現金の取り扱いを行っていたこと、現金を保管していたキャビネットは執務時間中常時解錠していたことなど、事務局内の現金管理体制が不十分であったことが主な要因です。

3. 事後措置

(1) 職員の懲戒処分等

令和 8 年 6 月 18 日付け、選挙管理委員会事務局における管理職職員(50 代)について、地方公務員法第 29 条及び名取市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に基づき「戒告」とする懲戒処分を行いました。なお、部下である主事級の職員 1 人も訓告処分としました。

(2) 紛失額の補填

紛失した公金について、市が加入している全国市長会公金総合保険の手続きを行い、保険適用となっております。

Press Release

4. 再発防止策

現金取り扱いに係る市の対応として、事案発生直後、全職員に対し、綱紀の保持及び服務規律の徹底を改めて通知いたしました。また、職員研修会を開催したほか、「名取市現金取扱指針」を策定し、全部署への周知徹底を図るとともに、現金管理における確認体制の再点検を行いました。

今後、各所属において、厳正な公金管理を継続的に監視・指導することで、再発防止に全力で取り組んでまいります。

5. 市長コメント

今回の公金紛失という事案により、市民の皆さまをはじめ、多くの方々の市政に対する信頼を損ねてしまいましたこと、深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止策を着実に実施するとともに、管理体制の徹底を図ることで、市民の皆さまの信頼の回復に向けて全力を尽くしてまいります。

【問い合わせ】

名取市総務部総務課 仙石（内線410）

TEL：022-384-2111 FAX：022-748-6758